

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会審査報告、議案第21号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第21号、日程第2、議案第22号、日程第3、議案第23号、日程第4、議案第24号、日程第5、議案第25号、日程第6、議案第26号、日程第7、議案第27号、日程第8、議案第28号、日程第9、日程第29号、日程第10、議案第30号までを議題といたします。

議案第21号から議案第30号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

〔予算特別委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本件は、平成31年3月11日、12日、13日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

記。1、議案第21号 平成31年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)補助金の取り扱いについて。提案された事業の中に要綱のない予算が散見された。政策的補助金は行政改革を推進し、条例や要綱を定めて提案すること。(2)総合的な住宅政策の推進について。移住定住政策を実施するうえで、空き家を含めた住居に関する対策が消極的である。スピード感を持って積極的に取り組むこと。(3)災害復旧の対応について。近年、自然災害の被害規模が大きくなり、単年度での復旧が困難な事例が発生している。公共的復旧工事は集落に負担を負わせないこと。

2、議案第22号 平成31年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結

果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第23号 平成31年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)国保朝日診療所の健全経営について。昨年12月の国保朝日診療所に係る調査特別委員会報告の本会議議決を尊重し、医療スタッフの確保と待遇改善を進め、町民の不安解消に努めること。尚、この件に関しては、少数意見の留保がありますので報告いたします。

4、議案第24号 平成31年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第25号 平成31年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第26号 平成31年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第27号 平成31年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第28号 平成31年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第29号 平成31年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第30号 平成31年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問ありませんか。

質問なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

○予算特別委員会委員長（佐藤孝義君） ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、次に、議案ごとに、順次、討論、採決を行います。

議案第21号 平成31年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第21号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第22号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第22号 平成31年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

討論ですか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論をいたします。

国民健康保険については、この間、他の協会健保などと比較して、国保税が高額になってきているということで、全国知事会、それから全国市町村会も政府に対して均等割の減額を求め、1兆円の税金投入を求めてまいりました。そういう中で、平成30年度から国民健康保険の広域化が実施されるにあたり、国も3,400億円の税金を投入して軽減措置をとりました。しかし、これは、多くの国民の求める金額からすれば、まだまだ少ない金額であります。そしてまた同時に、この国民健康保険税の政府からの3,400億についても、将来的に保障されているものでもございません。そういう意味では、今年度の県からの、県に、国に補填される金額も減額になってきております。そういう点では、町民の健康を守ってい

くという制度。そして今、収入が少ない中でも医療費だけは税金として取られる。これでは町民の生活は益々成り立たなくなっていくと思います。しかるに、質疑の中でも述べましたように、(聴き取り不能)の基金は平成20年には1億5,760万ありました。そして、28年度では9,697万5,000円となって、この間、年間にすれば2,000万円ずつの減額であります。また同時に、28年から今年の1月までの間では6,549万円、基金が増額しております。これらの活用することによって、町民の負担する国保税、私はこの間、減額すべきと主張してまいりました。今回の予算の中では、国保税の算定は6月に正式には算定されますが、まだ減額あるいは昨年と同様になるかどうか、極めて不明であります。そういう点では私は最低でも前年度と同じ金額にすべく、基金の活用を求める質疑を行いました。そういう点では、この予算の中ではまだ不透明なところがありますので、私はやっぱり、国民健康保険税。これ以上上げるべきでないという考えありますので、この予算には反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終了いたします。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第23号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第23号。

この議案については、少数意見の留保がされておりますので、提案者の説明を求めます。

提案者は登壇を願います。

1 番、酒井右一君。

〔1 番 酒井右一君 登壇〕

○1 番（酒井右一君） 本議案に対する少数意見の留保を申し上げます。

議案第 2 3 号 平成 3 1 年度只見町国民健康保険特別会計予算の委員会審査報告に際し、以下について少数意見を留保しました。

予算特別委員会において、当該議案審査中、国民健康保険施設特別会計予算について反対の意見を表明しましたが、少数意見であったため委員長報告に反映しない意見であります。議会制民主主義では多様な意見が尊重されるとされ、少数意見は法令に根拠を持つものであります。したがって、只見町会議規則 7 6 条の規定により、同意者とともに少数意見を留保します。

本会計予算 3 億 9, 1 0 0 万円。少数意見の留保の理由です。議会は診療所の将来について、これまで真剣に審議し課題に向かってまいりました。本予算には、診療所の基本方針も明らかにされず、議会が求める診療所のあるべき姿も見えない。また、深刻な状況にある診療所の運営状態も改善されず、過酷な状況にある職員の待遇改善の姿勢も見えない予算であります。職員同士の賃金格差も放置されたままであります。本町の保険医療を積極的に模索しない漫然とした予算には、医師や医療従事者をも失望させ、意欲を無くさせるものであります。町長は、自ら定めた条例による保険事業の原点に立ち返り、夢のある積極果敢な本施設に対する新年度予算を調整すべきでありました。真剣な質疑を経た国保朝日診療所特別委員会の報告。さらにはこの本会議議決を無視し、そしてその無視し続ける当局の姿は看過できません。当局の議会軽視にほかなりません。このことを強く申し上げ、法令に基づく少数意見を留保するものであります。平成 3 1 年 3 月 1 4 日。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから平成 3 1 年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

改めて、討論ありますか。

これから、それでは討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

反対者の方。

1 番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 法令に基づく少数意見を提案した立場で、その理由はただ今、少数意見として申し上げたものであります。それにより反対であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

ただ今の少数意見も、反対討論も理解できます。しかし、この予算を反対し、今、否決することはできません。何故なら、今、町民は診療所がどうなるか不安でいっぱいだと私は思います。この予算を否決したから、この大問題が解決する確約は私はないと思います。私達がとるべき道は、一日も早く、町内の唯一の医療機関、朝日診療所を医療スタッフの拡充はもとより、従来のような軌道に戻すことだというふうに考えます。そのために当面、現在の予算を原案議決し、当局も、議会も、共に信頼を大切にして、課題解決に努力すべきだと思います。よって、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、討論ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 少数意見の留保に賛同者として、この少数意見の留保の中でも、職員同士の賃金格差も放置されたままであるという内容もございます。私は質疑の中でも、特に歯科に関わる職員の待遇改善。この間、3度、この場で申し上げてまいりました。これは今、町があげて、Uターン者・Iターン者の確保。そして只見の人口減少に歯止めをかける。そして、只見町に住まれる方には将来展望を持って只見に住み続けられるという、町が対応に責任を持つべきものであります。今のこのままの歯科の臨時雇用という制度は、これらの今、全体として少子高齢化対応。そして若者定住。こういう、町の大きな方針になっている部分で、町の予算措置そのものが逆行している、私は内容と言わざるを得ません。一刻も早い改善を求めるものでありますが、改善されないままの予算措置でありますので、私は反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

今度は賛成の立場で。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 賛成の立場で討論を申し上げます。

24時間365日。この過疎地域の医療のあり方について、委員会の中ではいろいろ議論されてまいりました。そういった中で、町民の方々の様々な、いわゆる疾病だとか、相談。または家庭の問題。総合的に、地域の、この町の、診療所が対応できる体制をとっていくべきだと。いわゆるプライマリケアを目指していくという、この議会の一つ一つの方針については当然、私は賛成であります。で、今回の予算審議の中で、その辺の様々な議論がございましたけれども、例えば、いわゆるそのプライマリケアを目指すので4人必要だと。医師は4人必要だという、議会の一つの結論でありますけれども、今回の予算審議の中では、いわゆる平成30年度ベースの4人体制を、いわゆるベースとした予算が組まれております。ただ、今、非常にそこの体制については課題はありますけれども、いわゆる審議のやりとりの中で、そこはしっかり目指していくということを確認をして私はおります。で、議会が求める、いわゆる診療所の基本的な今後の方向性。そういったいわゆる広報啓発。そういったところについては、今回の予算の中には盛り込まれておりませんが、そこも昨日の議論の中で、今後の補正対応等々で対応していくという事務長の答弁もあったというふうに思っております。で、とにかく今、この予算を執行していただいて、そこに向けたことに一歩でも進んでいく必要があるというふうに私は判断しておりますから、賛成をいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

反対。

賛成ありませんか。

賛成ありますか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 昨日、提案されました予算は、診療所の、今まで議会の担当委員会でも審議されてきました朝日診療所の経営健全化計画。それに基づいた、その目標値を見据えた予算だというふうに私は理解しておりました。よって、今回提案されました予算を、当局がそれを正確に実現するために頑張るんだという姿勢が見えておりますので、それを信頼して私は賛成するものであります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありませんか。

討論ですか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 先ほどあの、1番議員が、少数意見の留保をされた内容については理解しますが、この只見町の国民健康保険施設会計は朝日診療所の、診療所のための予算であるというふうに思っております。この予算によって、朝日診療所は維持運営がなされているわけでありますので、この、たしかにあの、この予算を成立しないと、町民、診療所で診療を受けることができないわけでありますので、たしかにあの、看護婦などの体制に関しては、町当局も一生懸命努力されておりますので、議会も同様、努力しなければならんというふうに私は思っております。診療所の経営をさせていくためには、この予算を是非、通過させなければならぬというふうに思っておりますので、私はこの予算の内容は重要であると私は考えて賛成いたします。賛成の立場で申し上げたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

これをもって討論を終了いたします。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第24号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第24号 平成31年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

後期高齢者医療特別会計についてであります。私はこの制度そのものに反対であります。75歳以上の人を医療でもって区別する。非常に過酷な内容であります。それはつかさず保険料に跳ね返ってくる問題であります。この間の質疑の中でも、保険料の軽減措置が9割軽

減だった人が7割軽減になると。で、この人達は答弁の中でも260人の人が影響を受けるという内容でありました。また同時に、診療所の入院の中身で見ましても、国民健康保険と社会保険の加入者の診療所に掛かっている診療報酬。入院者では後期高齢者、7倍。外来でも2倍の診療報酬になってます。そういう意味では、高齢になればなるほど病気にも複合的になったり、重症化になったり、健康を害することも増えてきております。こういう人達が安心して、この医療保険制度を使って、そして長生きできる。健康管理できる。その制度のうちでは、極めて町民に負担を強いるこの中身であります。そういう意味では、発足当初から批判のあった中身でもあります。この制度そのものは、町は広域化でありますから、県から納付金求められ、そして徴収して納めると。それで保険給付を行うという内容で、保険料は県が定めてくる問題でもありますけれども、私はこういう制度、町民に負担を強いる。ここにはやはり国からの財政投資が必要であります。先ほどの国民健康保険税のところでも申しましたけれども、全国知事会、市町村会も一致して、そしてこれらの社会保障制度、国民の健康や命を守っていく。そのためにも国が財政投資すべきだというのは、やはりこれは全国的な大きな課題になっているから、そういう意味でも保守も核心も問わず、全国の全ての県、市町村が一致して国に求めている中身でもあります。そういう意味では、私はこの制度で、そのものを反対でもありますし、今度の予算を見ましても、さらに町民に追い打ちをかける低所得者の軽減措置が解約されるという中身を見ても、大変重要なことと捉え反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は可決されました。



◎議案第25号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第25号 平成31年度只見町介護保険事業特別会計
予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

この介護保険制度。昨年、第7期計画が策定されました。で、ちなみに、第1期の保険料と比べますと、基準額の人で3万5,400円の値上げになってます。これは200パーセントの値上げであります。同時に、6期と7期と比べて、第1段階の人でも123パーセントの値上げでありました。また同時に、第1期から第4期の、いわゆる所得段階の低い方。この人数は町民の53.3パーセントを占めております。そういう意味では、この被保険者が、現在80歳の人、第2期の時点では65歳でした。この15年間の中で、2割近い保険料が、200パーセントの保険料になっている。65歳であれば、大体が年金生活者と見受けられますが、そういう意味では、収入が増えなくても、このように介護保険料は倍。そして、先ほども言いましたように、介護保険料や後期高齢者医療制度の中でもこれらの保険料がアップしてくる。これでは可処分所得が低下して、購買力も低下し、そして生活も困窮するわけであります。そういう意味では、何度も申し上げましたように、国が財政投入して、そして国民の負担軽減を図るとというのが、これが今求められている政治の中身であります。この町の第7期計画では、30年度・31年度・32年度。この3年間の介護保険料。この、先ほども言いましたように、この15年間で2割も増えていて、保険料も倍になる。こういう金額の町民への求め方、私は反対であります。そういう意味で反対討論といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ありませんか。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終了いたします。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第26号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第26号 平成31年度只見町介護保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第27号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第27号 平成31年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第28号 平成31年度只見町簡易水道特別会計予算
の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第29号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第29号 平成31年度只見町集落排水事業特別会計

予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第30号 平成31年度只見町朝日財産区特別会計
予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第31号　只見町定住等促進住宅条例の一部を改正する条例、同意第3号
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号　固定資
産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、審査したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、同意第3号、同意第4号を日程に追加し、追加日程第1、追加日
程第2、追加日程第3とし議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　　それでは、追加日程第1、議案第31号　只見町定住等促進住宅条例
の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　　はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君）　　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　それでは、議案第31号　只見町定住等促進住宅条例の一部
を改正する条例を説明申し上げます。

只見町定住等促進住宅条例の一部を次のように改正するものでございます。沖住宅、所在

は只見町大字只見字沖1477番地。4戸1棟でございます。本住宅につきましては、今年度、整備を進めておりましたが、この度、竣工いたしまして、本条例を議決いただいた後に速やかに募集をして、入居者を募るといこととしたいので、今般、議案をお願いするものでございます。

詳細の議案の内容でございますが、今お配りいたしました資料に基づきまして説明申し上げます。

1枚目は、条例の新旧対照表でございます。右側が改正前の別表でございます。これまで新町住宅に定住促進住宅1棟6戸がありましたが、改正後は、この沖住宅を4戸1棟を追加しまして条例を定めるものがございます。

この住宅の内容につきましては、この次のページをお開き下さい。まず建物の立面図がございます。これはあの、木造鉄骨造りの2階建てになってございます。正面からこれ、見た図でございますが、正面の下側に、シャッター2枚で1戸の分と。そして、2階まで、その棟の戸の部分となっております。ですので、1階部分が車庫。2階部分が居住スペースということになります。中央部分に共有の入り口がありまして、そこから住宅の中に入っていくということでございます。正面から4戸が並んでいるという状況でございます。

次の資料であります。これも立面図の、これは反対側、裏側から建物を見た図面でございます。片屋根のために屋根が前面にこう、手前に落ちるような形、雪が落ちるような形になってございます。

次のページの資料であります。横から、側面から見た図でございます。完全な片屋根式でありまして、雪については玄関側には落ちずに反対側に落ちるという設計になってございます。

次に平面図でございますが、まず最初に2階の平面図になります。これがあの、住居部分、また共有部分の平面図になります。中央から、1階の部分から階段で上がって行って、廊下、共有部分、廊下がございます。その廊下からドアによって各室に入るといこととで4戸が並んでございます。これ、ちょっとあの、小さいので、少し大きくした平面図がこの後ありますので説明申し上げます。

次のページは、これ1階部分の車庫の部分でございます。車庫については、手前が入り口、シャッター部分になっておりまして、並列で車2台が入るように設計されてございます。

次に、住宅部分の、少し拡大した平面図を用意してございます。これあの、中央の共有部

分の階段が右側に表示になっておりまして、上側に共有の廊下部分。それで、玄関から各室に入るといふことで、この図は2戸分、表示になってございますが、玄関を入りまして、これ、まあ、左右対称になっておりますが、中央の部分で説明申し上げますと、玄関を入りまして、すぐ右側にトイレ。それからその並んでユニットバス。シャワー付きのユニットバスがあります。その手前に脱衣室、洗面。それから、出まして、手前が洋室の7帖になってございます。フローリングです。そこにクローゼットと押入れが備え付けてございます。また洋室の右角にエアコンが設置してございます。そして並んで右側のリビングダイニングがございまして、ここはキッチンとダイニングが一緒になっているところになってございまして、キッチンのほうについては電磁調理器を備え付けてございます。また、手前側、窓側ですが、エアコンが設置になってございます。この間取り、1LDKという型になるのかなというふうに思っています。この床面積については、共有部分も含めまして約60平米、61平米ですか、の部分になります。また1階の車庫も、この1戸あたりの、同様なものですから、一体的なものでありますので、1階の車庫も含めまして約97平米の、1戸あたりの使用面積になります。

次に、家賃でございまして、家賃につきましては、これはあの、新町の住宅と同様、定住促進住宅といふことで、この建設費等も考慮いたしましての、近傍同種の住宅の家賃及び入居者の負担基準額の算出という方法によりまして算定をしまして、1戸当たり4万5,000円。共益費も含めまして家賃は4万5,000円といふことで、この1戸当たりの家賃を決めたいといふものでございまして、この条例通りでしたらば、もし時間がとっていただければ、現場のほうも是非見ていただければというふうに思っておりますので、その準備はいたしております。

尚、最後に、この条例通りでしたらば、今週のおしらせばんには、等には掲載をしまして、速やかに募集をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君）　今回、完成しました。今までもありましたけども、こういった住宅の除雪の体制というのは、何か決まりがあるんでしょうか。例えば、大宅さんがやるとか、基本的には自分でやれとか、それから消雪設備があるのかどうかもお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　まずあの、一つ、付け加えて説明するのを忘れておりましたが、新年度予算、議決いただきましたので、この住宅の周辺の外構工事、舗装でございますが、舗装工事を新年度、実施をさせていただきます。これはあの、冬期間の除雪を備えることでございますので、町のほうの除雪対応で、大まかな部分については除雪を実施すると。またあの、通路等の共有部分については、これはもう、細かな点については各入居者にやっていただくことになろうかというふうに思っております。特段のその基準ということではございません。町のあの、公営住宅ということで対応するものでございます。

○議長（齋藤邦夫君）　２番、佐藤孝義君。

○２番（佐藤孝義君）　完成して良かったなと思いますが、これ、対象者は、どういう人をターゲットにしているんでしょうか。定住住宅ということになってるんですけど。この間取りみますと、7帖一間でございますが、子供いなければ夫婦で入れるなというふうには思うんですが、どういう世代を、というか、どういう、只見町に来られた、どういう人を対象にした住宅なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君）　農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　これはあの、只見町の定住等促進住宅でございますので、只見町の将来的に定住を希望される方。その方が一時的な住まいとしてお住まいいただくものという考えでございます。そもそも設計は、家族用ということで設計をしておりますので、家族での入居は可能でございますが、単身というところでも、決してあの、入れないというような規定はございません。

○議長（齋藤邦夫君）　２番、佐藤孝義君。

○２番（佐藤孝義君）　その辺なんですよ。まあ、一時的ということで、定住してもらえば、これは子供できたら、これ、全然、住まわれないような感じになってしまう住宅ですよ。どう見ても、これはまあ、サラリーマンとか、そういう人であれば、ほら、転勤者とか、学校の先生とか、ということであれば、これ、納得できるんですが、これ、本当に只見町に定住する人の入る設計ではないなというふうに感じたものですから言ったんですよ。で、今、不足している住宅というのは、再三、話題になっておりますけども、企業に勤められる方ということ。あとは農業、Iターンで農業をしたいというふうの方でございます。それに全然、マッチしない住宅を、只見地区に、どんどんどんどん、これ、造られても、学校の先生の住宅にはなるかもしれないけども、ほかに利用価値が全然ないような住宅だなとい

うふうに見受けられるんで。

それともう一つは、その件と、もう一つは、これ、ちゃんと設計から、設計会社に設計出して、されてますけども、まあ、これぐらいのアパート的な住宅であれば、これ、ハウスメーカーのカタログにあるようなやつ、設計、必要のないような住宅でも、こんな住宅であれば、楽に対応できる物件だと思うんですよ。これ、相当、あの、お金が違ってきます。これ。まあ、ほら、できちゃったんだから、今さらケチつけたってしょうがないんだけど、ただ今後、考えられるのであれば、やっぱり、もうちょっと深く、どうしたら安くできるとか、そういうところまでやっぱ考えて、スピード感あって、あと需要と供給、どういう住宅が必要なのかということだって、やっぱありますので、その辺を、これからのこと言ってるんです。これからやられるのであれば、これ、やってもらわなくちゃいけないんですけども、その辺までちょっと考えてやってもらいたいというふうに思います。相当、おそらく、平米単価違ってきます。こういうやり方だと。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） この住宅の目的そのものが、終の棲家ではない。永住していただくために用意するものではないということでございます。只見町に定住していただけるきっかけをこの期間、ここの住宅で過ごしていただいて、そしてその終の棲家を、その方の力で只見町に求めていただく。その間、一時的な住宅というふうに考えてございます。ですので、この間に、家族が増え、そういった状況になった時に、必要な住宅等を町内に求めていただくということで、一時的な利用ということでご理解をいただければというふうに思います。

またあの、建設にあたりまして、建設コスト等を考えて、設計、建物の建て方を少し見直したらということでございます。大変、参考とさせていただきたいというふうに思います。やはりあの、この住宅建てるにも、様々な、起債であったり、それから（聴き取り不能）金。国からの交付金が入ってございましての、その制度の中で整備をしていく必要がございますので、その中でも、そういった優良な財源を確保しながらも、いかにコストを低くして建設できるか。今後、継続して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） この予算にあの、反対するものではないですが、なんか、考え方が、ちょっと、根本から、この町の住宅対策の根幹がないんだなというふうに思うんですよね。

一時的にと言われますけど、実際、もう、その前から造って、できてる住宅もあるわけですけども、それが一時的にそこに居て、自分で家造ったとか、そういう実績も何も見受けられないし、はたして本当に、そういう人が実際入っているのか。今あの、新町にある住宅にも、実際、そういう人が、実際、今入っているのか。その辺もやっぱ、考えないとだめなんじゃないですか。一時的に、おそらく副町長が入ってらっしゃるといふふうに思いますけども。これ、将来、副町長、こっちに家造って居られるなら、これ、いいですよ。そうじゃないでしょう。通勤族みたいの、学校の先生とか、そういう住宅でしょ。これは。だからやっぱりね、これだけみんな、住宅対策で、うちの委員会じゃないんで、その事情わかんなかったんですけども、騒いでいる時に、やっぱ、まあ町民から要求される住宅にしておかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。だからもう、まったくあの、住宅、町も住宅対策の根幹できてないというふうに思わざるを得ない。だから、やっぱり、そこはやっぱりきちんと、これからつくって進めていってもらいたいなど。そういう意味で申し上げました。別にあの、これ、だめだとか、そういうあれの意味ではありませんけど、まったく、なんかその、根幹が、パンとつくってあって、それなら今度、こっち、こっち、という、で、需要あるほうを先にやるとかさ、そういう考えでなかったら、だめだと思うんですよ。町長、どういう考え持ってらっしゃるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、先ほど言われました中で、例えば、ブナセンターの職員1名は、そちらから出て、借家のほうに移っているという例もございます。そういったところで、一時的なということをご理解いただきたいと思うんですが、そういった中であの、今では独身者を中心にやってまいりましたが、1棟は妻帯者があっていいんじゃないかということで、今回、取り組まさせていただきました。で、尚あの、この後も、継続して考えていく中で、今ある、ご意見をいただきましたことについては、十分検討しながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番。

○9番（鈴木好行君） 今ほどのことをございますけれども、やはり、一時的なという言葉がありました。であれば、大塚議員の一般質問にもありましたけれども、是非その、一時的な、移住ですよ、定住できる場所の確保。そういったものが今後必要になってくるかと思

います。そうすればあの、経済委員会で視察に行きました、宮城県色麻町というところでは、やはり、独身者向けの住居造ってました。そこはあの、何年までですよという、年数制限がございました。そしてその後は、ここに移ってくださいよという分譲地を町で用意しておられました。1戸建ても造って、分譲住宅も提供しておりました。やはりですね、そういった将来的展望を考えて、そうやってあの、来られた人たちが定住できる。じゃあ、ここ、手狭になってきたから、じゃあ次はここに移りましょうというようなところまでちゃんと考えていかないと、せっかくあの、只見に移り住んでこられた方々が、この次の場所を求めるときに、また町外を求めるといような可能性も出てきます。それから月々4万5,000円ずつの家賃を払いながらだと、若い人だと、ここを借りなくても、家建てたいと思う人だったら、月々4万5,000円の住宅ローンで1戸建て建つと思います。ですから、その辺のところも考えて、是非ですね、家を新築したい人のための政策。そして、新築して住みたい人のための政策も同時に推し進めていっていただきたいと思います。町長、一言お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 空き家の対策も含めながら、そういったことについては検討してまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第31号 只見町定住等促進住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、同意第3号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてをご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字黒谷字玉島2226番地。氏名、本名保美氏。生年月日、昭和28年9月27日。任期につきましては31年4月1日から3年間になります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、酒井右一君、2番、佐藤孝義君を指名いたします。

それでは投票用紙をお配りください。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、念のために申し上げますが、本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

まず、立会人より投票願います。

次に、3番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

酒井右一君、佐藤孝義君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、賛成10票。反対ゼロ。

以上のとおり賛成が多数です。

したがいまして、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

ご苦労様でした。

[立会人自席へ戻る]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、同意第4号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてをご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小林字下照岡521番地の1。氏名、舟木和一氏。生年月日、昭和24年2月9日。任期につきましても先ほどと同じく平成31年4月1日から3年間となります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、鈴木征君、4番、目黒道人君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 本件につきましても、同じく、賛成の方は賛成、反対の方は反対ということにご記載をお願いいたします。

投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

それでは、立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票箱の異常ありませんか。

〔「異常なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鈴木征君、目黒道人君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、賛成10票。反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議いたします。

休議の理由、ちょっと申し上げますが、県庁のほうに、議員一行が3月末に陳情に行くに

あたって議会の議決が必要なものですから、その議案を作成するのに10分ほど時間をいただきたいと、このように思います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時52分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

陳情31-5 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について及び議会運営委員会より、佐藤委員長より、発委第1号 只見町議会議員研修要綱（案）が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第4、追加日程第5とし審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情31-5、発委第1号を日程に追加し、追加日程第4、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎陳情31-5の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第4、陳情31-5 福島県最低賃金の引き上げ

と早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情 31-5 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 31-5 については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 31-5 を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

したがって、陳情 31-5 については採択することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第 5、発委第 1 号 只見町議会議員研修要綱（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

2 番、佐藤孝義君。

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 発委第 1 号。只見町議会議員、齋藤邦夫君。提案者、議会運営委員会委員長、佐藤孝義。

只見町議会議員研修要綱（案）。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。只見町議会議員研修要綱（案）。趣旨。第1条…

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 説明省略という声がありました。

この規則は平成31年4月1日から施行することにいたしたいというふうに思います。

その様式、3枚目に付いておりますが、この様式は研修計画書と報告書でございます。これあの、小さくなっておりますが、この様式はA4番で長くなる様式に作っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上で説明終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第1号 只見町議会議員研修要綱（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　ここでまたお諮りをいたします。

佐藤孝義議員より、発議第1号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)と議会運営委員会委員長、佐藤孝義委員長より、発委第2号　議員の派遣について、追加提案がございました。

審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、これを追加日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、追加日程第6、発議第1号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君）　発議第1号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、同じく藤田力。同じく酒井右一。同じく大塚純一郎。同じく目黒仁也でございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。上記の案件を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。最低賃金…

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君）　はい。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、発委第2号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

○議会運営委員会委員長（佐藤孝義君） 発委第2号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、議会運営委員会委員長、佐藤孝義。

議員の派遣について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町会議規則第127条の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣することとする。1、議会要望。（1）目的、議会要望活動のため。（2）派遣場所、福島県庁及び南会

津建設事務所。(3) 期間、平成31年3月25日、月曜の1日間。(4) 派遣議員、只見町
議会議員11名。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第2号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の申し出について

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、
所管事務の調査につき会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり
であります。

休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等、ご協力よろしく願いいたします。
す。

また、各委員会では調査等について、よろしく願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎3月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、3月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月議会以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認、指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 3月会議閉会に先立ちまして、発言の機会をいただきましたので、ご発言をさせていただきたいと思います。

平成31年只見町議会3月会議につきましては、3月5日から本日14日まで、実質8日間の審議をいただきました。そういった中で、私の31年度の施政方針、それから議案等の中につきましては、一般質問、それから議案審議、予算特別委員会の中での多くのご意見をいただきました。現在、只見町が抱えております人口減少対策、産業振興、それから診療所等を含めた地域づくりについて、大きな課題を指摘をいただきました。そういった中で、議案につきましては全て採択をいただきましたこと、誠にありがとうございました。4月以降、新たな気持ちで、多くのご意見をいただいたことを胸に秘めまして、一つ一つ課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。そういった中で議員の各位のご協力とご指導をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今年度、降雪は非常に少ないんですが、渇水対策等、この後も想定されることも考えられ

ますので、そういったことについては迅速に対応していかなければならない環境情勢の中
ありますが、31年度、しっかり頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し
上げたいと思います。

改めまして、議員各位、決意と感謝とご協力をお願い申し上げまして私の挨拶とさせてい
ただきます。どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎副町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） 続きまして、副町長から、ご挨拶をいただきたいと思いますので、よ
ろしくお願ひします。

○副町長（橋本晃一君） はじめに、私の退任の挨拶の機会をいただき、議会の皆様に心より
感謝を申し上げます。

副町長に選任いただいて以来、はや2年が経とうとしております。微力な私にとりまして
は本当に身に余る重責でありましたが、なんとかここまで務めてこられましたことは議会の
皆様の温かなご指導とご支援の賜物であります。深く感謝を申し上げます。

2年間を振り返りますと、1年目は豪雨災害や豪雪への対応など、自然災害への対応に追
われた一年でありました。自然災害の恐ろしさを改めて感じますとともに、これまで中通り
でしか生活体験のなかった私にとりましては、本当に雪国暮らしの大変さを実感させていた
だいた次第でございます。そして、2年目は、人口減少の克服を目的といたしまして、プロ
ジェクトを立ち上げ、職員の人材育成とプロジェクトチームの運営にあたってまいりました。
若手中堅職員の皆さんと共に、様々な議論や研修を重ね、お互いに研鑽し高め合いながら、
町の抱える様々な課題を共有し、町の将来に繋がる一定の方向性を今回、一定程度、示すこ
とができましたことは一つの成果であったと考えております。今回の取り組みに期待を寄せ
ていただき、そしてご指導、ご支援いただいてまいりました議会の皆様に対しまして重ねて
深く感謝を申し上げます。

そして、これは2年間を通じてのことではありますが、様々な分野において、町のために熱
意を持ってご尽力をされている多くの皆様と親しく交流をさせていただきました。そのよう
な多くの交流を通じて、この地域のことを学ぶ大変貴重な機会になりました。そして同時に、

改めて、地域づくりは人づくりであるということを強く実感したところでもあります。

今回、4月から私は再び、県のほうに戻るわけですが、先ほどのプロジェクトの取り組みもまだ緒に就いたばかりであり、また、町を取り巻く課題も山積をしている中、これまで只見町発展のために共に最前線で頑張ってくられた議会の皆様、そして、町の皆様、その中から一線を身を引くことに対しまして、正直、心苦しい気持ちもございます。今後はこの2年間の経験を糧に、県政伸展に向けて力を尽くしてまいりたいと考えておりますが、ここ只見で議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様に温かく迎え入れていただき、ご支援をいただいてまいりましたことをしっかりと胸に刻み、今後は只見を第2の故郷として別な立場からしっかりと応援を続けさせていただきたいと思っております。町を取り巻く課題は様々ございますが、私は2年間、只見のことを学び、その大きなポテンシャルも同時に感じております。只見は国際的にも認められた雄大な自然環境や豊かな生活文化のほか、全国的に注目度の高い歴史遺産や国内外に多くのファンを有する只見線など、全国に誇れる地域の宝がたくさんございます。議会の皆様と町がまさに車の両輪となって、しっかりと力を合わせて、それらの地域の宝を十二分に活かした町づくりを行っていけば、どのような課題も必ずや乗り越えていけるものと確信をいたしております。

結びに、私のことを本当に温かく迎え入れていただいた多くの町民の皆様に重ねて心より感謝を申し上げますとともに、只見町のさらなる発展と議会の皆様のますますのご活躍とご健勝を心から祈念いたしまして、私の退任の挨拶といたします。

2年間、本当にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長の私からも一言、御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

橋本前副町長様には、2年間にわたり、本当にあの、町政伸展のためにご努力いただきましたこと、心から感謝を申し上げたと存じます。今後は、ただ今、副町長さんがおっしゃったように、第2の故郷ということで、只見町のために町と県のパイプ役となりまして、しっかりと支えていただきたいなど、そのように希望するわけでございます。特に橋本副町長様

には県におかれましても大変重要なポストに就かれる。また、将来、非常に嘱望されている方でございますので、我々にとりましては非常にその、力強い、そのように常に考えておるわけございまして、今後、いろいろな課題に直面したときに、いろいろとご相談を申し上げまして、今後の町づくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、今回の3月会議は通算10日間の長い日程でございましたけれども、平成31年度の重要な町、町政執行にかかる条例、予算等の審議でございました。町政、平成31年度予算は、自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳しい内容でありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について、議員各位の慎重な審議をいただき、予定どおり終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましても、一般質問あるいは議案審議において、いろいろな貴重な提言がございました。厳しい意見等もたくさん出されました。町執行部におかれましては、それらを十分に留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、これから春の雪解けも進みまして、何かと多忙となると思いますが、体には十分留意されまして、町民の福祉と町政の発展のために、尚一層のご奮闘をお願い申し上げたいと思います。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後12時17分）